

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>(従属業務等) 第三十五条 (略)</p> <p>2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>四の二 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）としてその所属保険会社等（同条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものではないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介</p> <p>ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。）とし</p>	<p>(従属業務等) 第三十五条 (略)</p> <p>2 法第十一条の四十七第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>四の二 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十七条に規定する生命保険募集人をいう。ハにおいて同じ。）としてその所属保険会社（同条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものではないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介</p> <p>ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第十九項に規定する損害保険代理店をいう。ハにおい</p>

てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二條の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六條の登録を受けた少額短期保険募集人（同法第二十二項に規定する少額短期保険募集人という。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二條の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六條の登録を受けた保険仲立人（同法第二十二項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保険業法施行規則第二百十二條の五第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このニにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険

て同じ。）としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一條の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

（新設）

ハ 保険業法第二百八十六條の登録を受けた保険仲立人（同法第二十一項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保険業法施行規則第二百十一條の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険

特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（保険業法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。）がその所属保険会社等のために行う保険

五〽三十一（略）

三〽七（略）

特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

五〽三十一（略）

三〽七（略）

改正案	現行
<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等） 第二十六条（略）</p> <p>2 法第十七条の二第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 保険業法第二十六条に規定する保険募集（次項第三号の四において「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。ハ及び次項第三号の四において同じ。）としてその所属保険会社等（同条第二十四項に規定する所属保険会社をいう。ロからニまで並びに次項第三号の四において同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介</p>	<p>（組合又は連合会の子会社の範囲等） 第二十六条（略）</p> <p>2 法第十七条の二第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>四の二 保険業法第二十二項に規定する保険募集（次項第三号の四において「保険募集」という。）のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第二条第十七項に規定する生命保険募集人をいう。ハ及び次項第三号の四において同じ。）としてその所属保険会社（同条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハ並びに次項第三号の四において同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介</p>

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二条第二十項に規定する損害保険代理店をいう。次項第三号の四において同じ。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人（同法第二条第十八項に規定する少額短期保険募集人をいう。次項第三号の四において同じ。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条の四第一号から第四号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。次項第三号の四

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二条第十九項に規定する損害保険代理店をいう。ハ及び次項第三号の四において同じ。）としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

（新設）

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第二条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。次項第三号の四

において同じ。)として行う保険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下この二において「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であつて特定保険募集人(保険業法第二百七十六条に規定する特定保険募集人という。)がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

五〇十五 (略)

3 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む。)

一〇三の三 (略)

三の四 保険募集のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものである

において同じ。)として行う保険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

五〇十五 (略)

3 法第八十七条の三第二項第二号(法第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む。)

一〇三の三 (略)

三の四 保険募集のうち次に掲げるもの

イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このイにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるも

ものに限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二條の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百十二條の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十二條の五第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このニにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該

ものに限る。)の締結の代理又は媒介

ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う保険業法施行規則第二百十一條の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このロにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。)の締結の代理又は媒介

(新設)

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人として行う保険業法施行規則第二百十一條の三第一項第一号から第四号までに掲げる保険契約(当該保険契約(以下このハにおいて「主契約」という。)に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該

保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（保険業法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。）がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四  
(略)

保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

四  
(略)



改正案	現行
<p>（従属業務等） 第三十九条（略）</p> <p>2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 四の二（略）</p> <p>四の三 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）として その所属保険会社等（同条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。ロからニまでにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものであるときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介</p> <p>ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。）とし</p>	<p>（従属業務等） 第三十九条（略）</p> <p>2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 四の二（略）</p> <p>四の三 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた生命保険募集人（同法第十七条に規定する生命保険募集人をいう。ハにおいて同じ。）としてその所属保険会社（同条第二十項に規定する所属保険会社をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のために行う保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条第一項第一号から第五号までに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このイにおいて「主契約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第五号までに掲げる保険契約に相当するものであるときは、当該保険特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介</p> <p>ロ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店（同法第十九項に規定する損害保険代理店をいう。ハにおい</p>

てその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則第二百  
二条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保険契約（当該  
保険契約（以下このロにおいて「主契約」という。）に付され  
る保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げる保険契約に  
相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約の内容と  
関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金  
の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当な  
ものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ハ 保険業法第二百七十六条の登録を受けた少額短期保険募集人  
（同法第二十二項に規定する少額短期保険募集人という  
。）としてその所属保険会社等のために行う保険業法施行規則  
第二百十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる保険契  
約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契約」という。）  
に付される保険特約が、同項第一号から第四号までに掲げる保  
険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主契約  
の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び  
保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥  
当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

ニ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第  
二条第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保  
険業法施行規則第二百十二条の五第一項第一号から第四号ま  
でに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このニにおいて「主契  
約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号  
までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険

て同じ。）としてその所属保険会社のために行う保険業法施行  
規則第二百十一条の二第一項第一号から第七号までに掲げる保  
険契約（当該保険契約（以下このロにおいて「主契約」という  
。）に付される保険特約が、同項第一号から第七号までに掲げ  
る保険契約に相当するものでないときは、当該保険特約は、主  
契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料  
及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して  
妥当なものであるものに限る。）の締結の代理又は媒介

（新設）

ハ 保険業法第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人（同法第  
二条第二十一項に規定する保険仲立人をいう。）として行う保  
険業法施行規則第二百十一条の三第一項第一号から第四号ま  
でに掲げる保険契約（当該保険契約（以下このハにおいて「主契  
約」という。）に付される保険特約が、同項第一号から第四号  
までに掲げる保険契約に相当するものでないときは、当該保険

特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて特定保険募集人（保険業法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。）がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

三〇八（略）  
五〇三十（略）

特約は、主契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金の額が主契約に係る保険料及び保険金の額と比して妥当なものであるものに限る。）の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

三〇八（略）  
五〇三十（略）